

日助発第 3 号
2019年4月3日

文部科学大臣
柴山 昌彦 殿

公益社団法人日本助産師会
会長 山本 詩子



要　望　書

公益社団法人日本助産師会は、助産師職の専門団体として、次世代を担う子どもたちを安心して産み育てられる社会を目指し、妊娠・出産・育児に対する活動を行っております。

国内どこに居住しても、母子とその家族が安心、安全に出産、子育てが行えるよう、産後ケアの提供体制のさらなる推進を図られますよう以下について要望いたします。

要　望　事　項

1. 産前産後ケアサービス充実のための環境整備を図られたい

- 1) 産前産後ケアの法的な位置づけを図られたい
- 2) 産前産後ケアサービス充実のため助産所の活用を図られたい
- 3) 助産所における産前産後ケア事業の非課税措置を講じられたい

2. 成長発達段階に応じた次世代育成のための「心と体の健康教育」の推進を図られたい

要望1 産前産後ケアサービスの充実を図るための環境整備

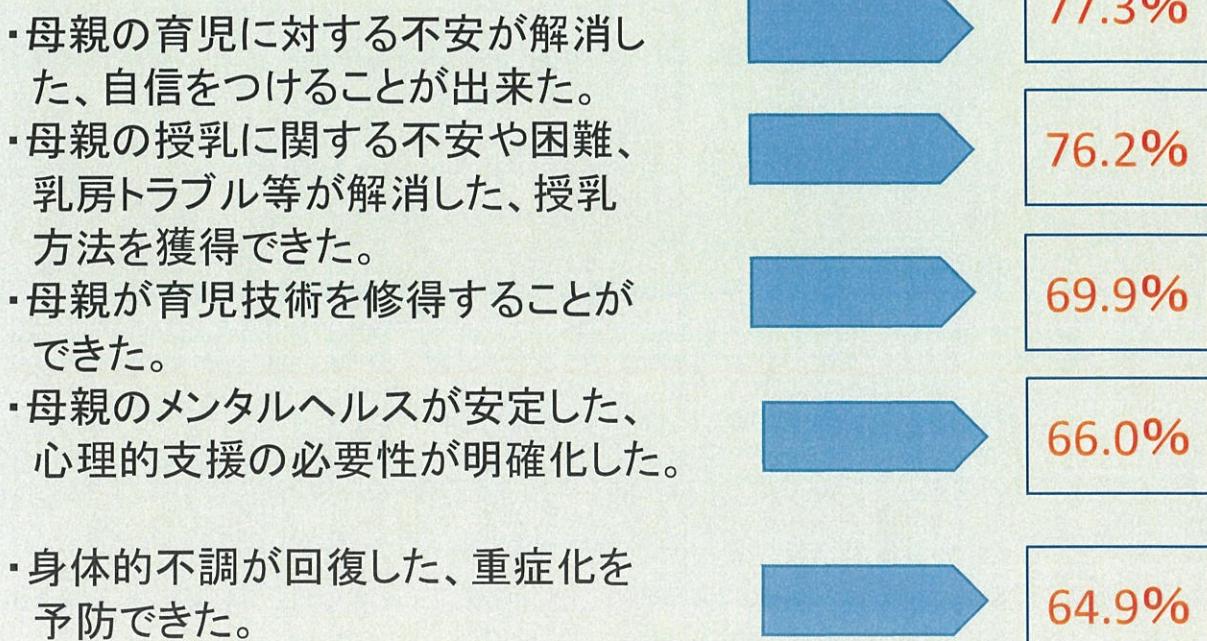
【子育てを取り巻く社会的背景】

- ・出産年齢の上昇により、出産後の回復に時間を要する。
- ・祖父母世代の高齢化、または、祖父母世代が就業している場合多く、産後の支援が受けられない。
- ・乳児との接触経験が少なく、育児の知識、技術の習得が必要である。
- ・ネット社会による情報の氾濫により、母親は混乱している。
- ・父親の育児休業取得は低く、積極的な産後のサポートが受けにくい。

【産後のサポート不足による問題】

- ・育児に関する相談者、支援者が身近にいないことによる、**育児の孤独化**
 - ・産後のうつ、自傷、自殺
 - ・子ども虐待

【産後ケアの効果】



※参考資料 産後ケア事業の現状及び今後の課題並びにこれらの踏まえた将来のあり方に関する
調査研究報告書

要望 1) 産前産後ケアの法的な位置づけを図られたい

【要望理由】

平成 28 年の母子保健法改正により、「市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を設置するように努めなければならない」とされ、現在、市町村において設置に向けての取り組みが進んでいるところである。平成 29 年で 525 市町村において実施されており、平成 32 年度末までに全国展開を目指すとされている。

一方で、妊娠期から子育て期までの切れ目のない継続的ケアの実質的な提供の場である産前産後ケア事業については、384 市町村(約 3 割)にとどまっている。さらに、今後実施の予定がないとしている市町村も 3 割となっており産前産後ケアの実施は、地域格差が生じている。

これは、子育て包括支援センターが努力義務であり、法的な位置づけが明確であるのに対して、実質的なケア提供を行う産後ケア事業が法的に位置づけられていないことが背景にあると考える。現に、児童福祉法に定められている乳児家庭全戸訪問事業は、1,741 市町村で実施されており、実施率は 99.6% となっている(H29 年 4 月 1 日現在)。

産前産後ケア事業により、母親の育児不安の解消や身体的不調の回復などの効果が示されている。女性とその家族が、安心して子育てを行っていくための環境整備は、少子化対策の要である。児童虐待や産後うつ、妊産婦の自殺の増加が大きな社会問題となっており、その対策としても産後ケアのニーズは高い。産前産後ケアが全国どこにいても受けられるよう、法的に位置づけられるよう図られたい。

※参考資料 産後ケア事業の現状及び今後の課題並びにこれらの踏まえた将来のあり方に関する調査研究報告書

要望 2) 産前産後ケアサービス充実のため 助産所の活用を図られたい

【要 望 理 由】

「子育て世代包括支援センター」(母子健康包括支援センター)では、妊娠から子育て期までの継続ケアの提供を目指している。妊娠・出産・育児は24時間、365日行われるものであると考えると、公共機関における平日、日中だけの対応では十分であるとは言い難い。現在、全国各地に助産所は、2997件(うち分娩を取り扱う助産所は366件)¹⁾。行政や保健センター等の日祭日、夜間のつなぎと充填に地域助産所、助産院の活用を図られたい。また既に全国都道府県助産師会では「子育て・女性健康支援センター」を設置し、助産所による子育て支援等を実施しており、これらの既存の資源の活用し子育て支援サービスの拠点として活用されたい。

助産師職が、妊娠・出産・育児に対する支援及び女性の健康支援を担う助産所は、時代を担う子供たちを安心して生み育てられる環境整備の一翼を担い、社会インフラとして地域社会に貢献している。助産所は、医療法第7条第五項に記載されるように、医療法人と同様に非営利性が貫徹され、「出産」から「育児」まで包括的にケアし、少子高齢化が進む現代社会にあって、子育て世代の抱える育児不安を母子保健という観点から政府の進める「子育て世代包括支援センター」との協働も期待されている。平成29年3月17日医療法施行規則の改定では、分娩を取り扱わない助産所では、分娩室の設置が不要となった。これにより分娩を取り扱わない助産所は分娩室がなくても産前産後ケアを施すための入所施設として運営できるほか、当初から分娩室を持たない入所型の産後ケア施設を設置することも可能となった。

※参考 1) 平成29年度衛生行政報告書例

助産所が提供する切れ目ない産前産後ケアの継続したサービス
神奈川県横浜市金沢区 山本助産院の例

妊娠・出産

- 妊婦健診
- 入院分娩
- 2週間健診
- 1ヶ月健診
- 乳児健診
- 自宅分娩

育児支援

- 乳房マッサージ
- 育児相談
- 乳児健診
- 自宅訪問指導

健康教育

- ・マタニティクラス
- ・ヨガ、エクササイズ
- ・赤ちゃんマッサージ
- ・産着づくり など

ネウボラ型施設

訪問看護ステーション
NICU,小児病棟からの
退院・在宅支援

助産院

妊娠期支援事業

(DV シェルター訪問)

産後ケア事業

- ・日帰り型
- ・宿泊型
- ・訪問型

支援者派遣

産前産後ヘルパー派遣
育児支援ヘルパー派遣
養育支援ヘルパー派遣

助産師の育成
実習・研修生受入れ
講師派遣

地域コミュニティ支援

親と子の
つどいの広場

要望 3) 助産所における産前産後ケア事業の 非課税措置を講じられたい

【要望理由】

助産所は安心・安全な母子保健を提供するための高度技能教育と人的配置及び設備投資等には相応の経費がかかっており、助産所経営の負担となっている。助産所にかかる税制措置につき速やかに検討いただきたい。また、助産師及び助産所は、出産後の母子ケアに関連し、母子保健及び育児教育分野における専門性を活用した小児虐待予防への積極的な介入を推進しているところである。こうした母子ケアにかかる業務にかかる消費税については、利用者の負担軽減をはかるために軽減措置を講ずるよう検討いただきたい。

要望 2 成長発達段階に応じた次世代育成のための 「心と体の健康教育」の推進を図られたい

【要 望 理 由】

わが国の年間出生数は、2016 年 97 万 6978 人となり、100 万人を割り、2018 年では 92 万人まで減少してきている。生涯未婚率も上昇傾向にあり、現状では出生数の増加は期待できない。

進学や職業の選択に関するキャリア教育の充実・促進が図られている教育現場において、自身の健康管理、家事や育児に関する教育は重要な視点と考えるが、社会で自立して活躍することと、子どもを産み育てるとの両立には多くの負担がある。学校教育現場での教育だけでは限界もあり、それらが出生数に影響を与えていていると考えている。

そこで、本会では大学生や若者が“子どもを産み育てる”ライフプランの選択について考える機会をもってもらうことを目的に助産師の出前健康教育プロジェクトを行っている。

また小中学生を対象にした「いのちの出前講座」をはじめとして地域で活躍する助産師が中心となって、性教育、思春期健康教育、妊活促進啓発事業など成長発達段階に応じた「心と体の健康教育」を実施している。

教育効果として、“いのち” や “子どもを産み育てる”ことへの漠然としたイメージが、発達段階に応じてより具体化し、自らの生活や今後のキャリア、家族との協働を考える機会となっていることが明らかになっている。

子どもたちが社会で自立し活躍できるために行われるキャリア教育の充実・推進の一環として、健やかに子を産み育てられるライフプランについても考えられるよう、心と体の健康教育を成長発達段階に合わせて計画し推進頂きたい。